

製造時等検査の検査機関登録について

－ お 知 ら せ －

当協会は、第一種圧力容器の「登録製造時等検査機関」として、平成 25 年 12 月 25 日付けで厚生労働大臣から登録を受けました。

これを受け、当協会は第一種圧力容器の製造時等検査の業務を、平成 26 年 1 月 27 日より宮城事務所及び埼玉事務所において開始します。

当協会は、第一種圧力容器の登録製造時等検査機関として円滑な検査の実施に努めてまいります。

なお、登録製造時等検査機関の検査実施体制が整うまで、都道府県労働局において製造時等検査を行うこととなっております。

詳細は最寄りの協会事務所及び本部にお問い合わせ下さい。

第一種圧力容器の製造時等検査について

ボイラー及び第一種圧力容器を製造し、若しくは輸入した者、厚生労働省令で定める期間設置されなかったものを設置しようとする者又は使用を廃止したものを再び設置し、若しくは使用しようとする者は、厚生労働大臣の登録を受けた「登録製造時等検査機関」の検査を受けなければならない。

製造時等検査の登録を受ける者がいないとき等必要なときは、都道府県労働局長は製造時等検査業務の全部又は一部を行うことができると定められている。

【 労働安全衛生法第 38 条 第 53 条の 2 参照 】